

# 公益財団法人世田谷区保健センター契約職員給与規則

平成 24 年 9 月 28 日

公財世保規則第 3 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター契約職員就業規程（平成 24 年 9 月 27 日公財世保規程第 1 号。以下「契約職員就業規程」という。）第 40 条の規定に基づき、契約職員の給与について定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において契約職員とは、契約職員就業規程第 3 条第 1 項に規定する期限付きで常時勤務する職員をいう。

2 職務の性質によりこの規程により難しい者の給与については別に定める。

## (給与の種類)

第 3 条 この規則により契約職員に支給する給与は、給料、及び次に掲げる諸手当等とする。

- (1) 通勤手当
- (2) 特殊勤務手当
- (3) 超過勤務手当
- (4) 休日給
- (5) 期末手当
- (6) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

## (給与の支払方法)

第 4 条 給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、契約職員から申出のある場合は、口座振替により支払うことができる。

2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

## (給与の支払日)

第 5 条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。）の支払日は、毎月 15 日とする。ただし、月の初日以外の日に契約職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

- 2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたる時は、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第6条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

(給料表)

第7条 契約職員の給料は、別表1の給料表に定めるところによる。ただし、財団非常勤職員より所定の採用選考を経て契約職員となる者については、それまでの給与の現給保障措置を別途定める。

(通勤手当)

第8条 次の各号に掲げる契約職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃」という。)を負担することを常例とする契約職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の契約職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる契約職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする契約職員(自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める契約職員以外の契約職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる契約職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする契約職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める契約職員以外の契約職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる契約職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給され

る月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第13に掲げる契約職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される契約職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた契約職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 週休日及び休日（契約職員就業規程第25条に規定する日をいう。以下同じ。）

における勤務 100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 第1項の規定に定めるもののほか、契約職員就業規程第22条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて契約職員就業規程第24条の規定により週休日とされた日に契約職員就業規程第28条第1項の規定により正規の勤務時間を割り振られた契約職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第25条第1号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第2号に規定する日（日曜日に当たる日

及び土曜日に当たる日を除く。)の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- 4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた契約職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

(休日給)

第11条 休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた契約職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第10条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、契約職員就業規程第28条第3項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

(期末手当)

第12条 契約職員に対しては、理事長がそのつど定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第13条 契約職員に対しては、理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給することができる。

(給料の減額)

第14条 契約職員が遅参、早退、無給の休暇、業務上の災害、通勤災害及び欠勤等により所定勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合には、勤務しなかった時間に相当する金額を原則として翌月の給与から控除する。ただし、事故欠勤については、有給の欠勤とし、給与からの控除の対象外とする。

- 2 勤務時間1時間あたりの給料額は、給料月額を1ヶ月あたりの勤務日数で除した額に、1日あたりの勤務時間数を除した額とする。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準ずるもののほか、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

契約職員給料表

職 種	給料月額		備 考
	(A) 経験3年未満	(B) 経験3年以上	
一般事務	210,100円	234,700円	
運動指導員	210,100円	234,700円	
福祉	210,100円	234,700円	
心理	210,100円	234,700円	
理学療法士	211,500円	235,200円	
作業療法士	211,500円	235,200円	
言語聴覚士	211,500円	235,200円	
診療放射線技師	211,500円	235,200円	
マンモグラフィ認定技師加算	30,000円		
臨床検査技師	211,500円	235,200円	
管理栄養士	213,500円	235,400円	
看護師	213,500円	235,400円	
保健師	215,500円	237,400円	